

農業用施設証明願について

自己所有の農地を農業用施設に転用する場合は、農地法の許可は不要となります。地目が農地のまま転用できますが、農業委員会の証明が必要となります。

【注意事項】

- ① 「農業用施設証明願」により農業用施設として転用できる面積は、200㎡未満となります。
200㎡を超える農業用施設の場合は、転用の許可が必要となります。
- ② 受付は毎月20日締めで、証明書の発行が翌月の農業委員会総会（毎月15日開催）後となりますので、計画に余裕をもって提出をお願いします。
※ただし、月によっては数日前後しますので、確認してください。

【農業用施設証明願添付書類】

必要書類	部数	内 容
農業用施設証明願	2	1部…市提出 1部…本人へ戻る
以下の書類は市提出用に添付してください。		
案内図・位置図	1	申請地が案内できるもの（ゼンリン等）
公 図	1	申請地及び隣接地の地目・面積・所有者を記載し、道水路を色塗り。（法務局または市役所管理課より公図写請求）
計画平面図 （建物配置図）	1	事業目的の利用計画がわかる計画平面図を作成。 道水路を色塗り。用排水系統を図示すること。
立 面 図	1	建築物の立面図を作成。
登記事項証明書 （全部事項証明書）	1	土地の登記事項証明書（全部事項証明書）を法務局に請求。 （3か月以内のもの） ※ 抵当権等がある場合は承諾書添付。 ※ 仮登記が付いている場合は同意書添付。
土地改良区の意見書 （受益地の場合）	1	管轄の土地改良区に請求。発行までに時間がかかるため、早めに請求手续をお願いします。 転用決裁金が必要な場合がありますので、併せて土地改良区に確認をお願いします。

詳しくは、事務局までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

御前崎市農業委員会事務局
電話：0537-85-1125